(ｲ)　水平投影面積の合計が20,000㎡以上の天井の設置を含む新築又は増築工事（当該天井部分が増築部分に含まれるもの）

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社は平成18年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる①の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は平成18年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の②の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成18年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない（65点未満の場合、工事成績評定書が提出されない場合は競争参加資格なしとする。）。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月11日　国営計第155号、国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照。）。

②　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、以下の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当する工事

(ｱ)　水平投影面積の合計が10,000㎡以上の天井の改修工事（天井下地の更新を含むもの）

(ｲ)　水平投影面積の合計が10,000㎡以上の天井の設置を含む新築又は増築工事（当該天井部分が増築部分に含まれるもの）

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。）。なお、複数の技術者を申請することができるが、申請された技術者のうち次に掲げる基準を満たしていない技術者がいた場合は、その技術者以外の者を配置予定技術者とすることを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

②　平成18年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる２⑸②の基準を満たす建築工事で元請としての経験を有する者であること（当該経験が平成18年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は経験として認めない（65点未満の場合、工事成績評定書が提出されない場合は競争参加資格なしとする。）。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての経験は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における経験に限る。）。「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月11日国営計第155号国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても評価の対象とする（入札説明書参照。）。

③　平成18年４月１日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合は、その取得期間と同等の期間を平成18年４月１日以前に加えることができる。取得期間は年単位とし、１年未満の場合は切り上げた期間とする。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（講習修了履歴が記載された監理技術者資格者証裏面を含む。）を有する者であること。

⑤　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある（入札説明書参照。）。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年４月１日付け建設省営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、平成30年10月１日から令和２年９月30日までに完成した工事がある場合においては、当該工事種別に係る工事成績の評定点の平均が60点以上であること（入札説明書参照。）。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者）でないこと（入札説明書参照。）。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　企業の能力等及び技術者の能力等について、記述した申請書及び資料を提出した者で、上記⑴から⑾の要件を満たす者のうち、一次審査における評価点合計の上位15者までに含まれる者であること。ただし、15者目の評価点と同点の者が複数いる場合はその全ての者を含むものとする。評価点合計の算出方法は入札説明書による。ただし、上記⑴から⑾の要件を満たす者の数が15者に満たない場合は満たす者全てについて、一次審査における競争参加資格があると認める。

⒀　発注者から競争参加資格があると認められて一次選抜された者で技術提案書を提出した者のうち、提出された技術提案が適正であること。

３　段階的選抜に関する事項

⑴　一次審査　上記２⑴から⑾に掲げる競争参加資格を満たす者について、企業の能力等及び技術者の能力等について評価し、一次審査評価点を算出し、一次審査評価点合計の上位15者までに含まれる者を選抜する。（一次選抜）

ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。

なお、競争参加資格２⑴から⑾を満たす者の数が15者に満たない場合は、競争参加資格２⑴から⑾を満たす者全てについて、一次選抜された者と認める。

詳細は、入札説明書による。

⑵　二次審査　発注者から上記⑴に掲げる競争参加資格があると認められ、一次選抜された者について、技術提案の評価を行う。

その際、発注者から技術提案について適正であると認められた者が、競争参加資格を有する者として、入札に参加することができる。

詳細は、入札説明書による。